三月までに使用料徴収

公用廃止地　監査委員が小林町長に勧告

九年がかりで未解決の足寄町の公用廃止問題について、この問題の早期解決をはかるために

一、この十万坪の土地を町は放任状態で、勝手に家が建つたり他に転貸されたりしている

二、それぞれが使用収益しているのに町は使用料を徴取していない

などの点について地方自治法の規定によつて松山明が監査委員にたいして措置請求中のところ、十二月五日付でつぎのように監査委員からの通知および小林町長への勧告があり、町役場前の掲示板に全文が公告されています。

請求人に対して

松山明殿

足寄町監査委員

安久津政人

神本三也

足寄町長小林弘道に係る財務行為の是正に関する措置請求について

昭和四十三年十月十一日付をもつて、あなたから提出ありました標記措置請求について監査した結果をつぎのとおり通知します。

記

一、「別紙」によるとおり足寄町長小林弘道に対し昭和四十三年三月三十一日を期限として公廃河川下付町有地全般について公有財産良管責務上、法令、条例、所定手続きによる賃料等の徴収を行う是正措置勧告を求めた。

足寄町長に対して

財務行為の是正に関する措置請求について

足寄町長小林弘道殿

足寄町監査委員

安久津政人

神本三也

足寄町字足寄太東二区松山明から地方自治法第二四二条第一項の規定に基づき、別紙のとおり請求があつたのでこれを受理し、監査を行つたところ、その結果請求の事実があると認められるので、地方自治法第二四二条第三項の規定に基づき次のとおり必要な措置をとるべきことを勧告します。

記

一、勧告　請求人から措置請求のあつた該地を含め、公廃河川町有地全般についての区画整理法第四条による認可を早急に受けて、かつ問題の支障する事項を話し合いを進めて除去し所定による賃料等の徴収を行うこと。

二、時期　昭和四十四年三月三十一日までに措置されたい。

三、勧告の理由　昭和三十五年十一月十七日付北海道知事より下付を受けた公廃河川町有地は、都市計画法施行令第二八条の規定により事業財源と為す基本財産管理を義務付けされているものであり、特別事由存在の場合の適用除外には、建設大臣の認可を必要としている。措置請求の該地を含めた下付地について監査するに、下付前許可に係る被許可者、許可地の転貸による法的権限の発生は、借地法、農地法又は民法等特別法に基づくところで本監査委員の軽々の所見を述べ得ないところであり、従つてその事実の有無は所論出来ない。然し措置請求該地を含めた下付地全般を公有財産管理の上から判断した場合、地方自治法第一四九条第六項「長の担任事務」及び同法第二三七条第二項並びに同法第二三八条の五「財産の管理処分」の規定による長に課せられた公有財産の良管責務は無秩序な放任を許してはいないところである。従つて前記特別事由存在に対する適用除外地を解決するためにも当該地下付の目的を遂行するためにも区画整理事業の速やかな計画樹立による認可手続を了して法令、条例に基づく合規な手続きによる賃料等の徴収を行うことが関係者を含めた全町民の願いであると判断される。

異例の是正勧告

○…公用廃止地をめぐつての違法な行政行為は数々あるところから、これまでになんども監査委員にたいし是正の措置を請求したが理事者のいいなりになつて理由なしとして却下してきたものですが、このたびはじめて安久津、神本の両監査委員が問題にとりくんで小林町長にたいして是正の勧告をして法どおりに役場前の掲示板に張り出して公表するという正規の形をとりました。

○…三十三町歩、十万坪の公用廃止地が町に無償で下付になつたといつても、その大半は専業農家が大正時代から公然と道の許可で使用料を払つて耕作している土地であるから、本来は町に下付すべきではなく直接農民に払い下げるべき土地だつたものです。

○…河川堤防敷地であつてもその公用が廃止されればその時点で現況農地は直ちに農地法の適用をうけるのが常識であるのに、農村議員の多い町議会が特別委員会の「関係住民には権利はない」との乱暴な結論を議決したもので、理事者側はこれに力を得て関係住民が無断で町有地に入り込んできた悪者のように取り扱つてきたのが実態で、この土地を役場の財産として守り抜くのが一万六千人町民のためであるかのように、公用廃止地の関係住民は町民ではないかのように、彼等に使わせたらこの土地をよそへもち去るかのようにサツカクしてことにあたつてきたのが、この問題を九年がかりでこぢらせてきた最大の原因といえましよう。

○…しかも町が道にたいして下付を申請するときには空いている土地ではなく先に借地人が使用している土地なので、それらの人々の同意が得られなければ申請もできなければ下付もあり得ないので、当時町では関係住民にたいして文書あるいは口頭で「この土地がいずれの日にか町に下付となつても従来どおりに使用させるし使用料も道と同一であることを確認する」との約束によつて承諾させたものであるから、町としてはなによりもかによりもその約束を実行することが先決問題であるのに、いつたん町に下付となるや手のひらを返したように「お前たちに権利はない、全町民の財産である、都市計画事業の財源である」として公権力を乱用してきたのがこれまでの実情。

○…町の財産であるというからには町がこれを管理していなければならないのに役場と目と鼻の先のこの土地に自由勝手に家を建てられたり、この土地が転貸されたりしていても知らん顔であるし、関係住民がこの土地を使用収益しているのに使用料もとろうとしないのは財産管理の任務を放棄した姿であるし、あたら財産を無能力な道楽息子に預けたような格好。

木工場裁判

核心にふれた証言へ

足寄町の合併後の木工場裁判は十二月四日におこなわれた原告側証人の渡辺昭氏（司法書士、玉川木材監査役）の証人尋問によつて訴訟の核心にふれる審理となり、微妙な段階を迎えました。

この日は午後二時すぎから釧路地裁帯広支部の三号法廷で小野寺判事、玉川節子原告と小谷弁護士、黒木忍被告と松浦弁護士が立会してひらかれ、まず小谷弁護士の尋問にたいして渡辺証人は

一、昭和四十一年八月七日に帯広信金足寄支店でひらかれた債権者会議において黒木氏も出席して、整理にあたつて全財産を提供することに異議を申し立てなかつた

二、黒木氏が内地へゆくので実印や印鑑証明を預かつて一切の書類を新沼芳雄氏と相談してつくつた

三、黒木氏が入院不在中に黒木氏所有の建物を玉川氏側へ移転登記の手続きに及んだところ、黒木氏の家族から住宅はあとで返すとの玉川氏の念書をもらうことになつているからとして差し止められた

四、玉川氏へ念書の話しをしたら私一存ではできないから畑中重兵衛氏にきいてくれというので、新沼氏や村上信金支店長とともに畑中氏を訪れたところ『お前たちはなにをしているのだ、放つておけ』とどなりつけられたなどの証言があり、こんどは松浦弁護士の尋問となりました。（以下敬称略）

松浦　あなたと玉川や黒木との関係は―

渡辺　玉川とはただ仕事上で、黒木とは十年来の親しい友人である

松浦　黒木の住んでいる家を玉川に渡すことにしてあとはどうなるのか

渡辺　考えなかつた

松浦　住宅を渡したらあなたの親しい友人の住むところがない、あなたは優秀な司法書士としても考えなかつたか

渡辺　そのままおれると思つた

松浦　住めるとすれば家賃はいくらか、それとも無料か

渡辺　とらないと思う

松浦　債権者会議をひらく前に加藤栄治が債権者宅を一軒々々まわつて黒木所有の住宅は残すことに諒承を得たことを知つているか

渡辺　きいている

松浦　住宅は玉川に渡すことになつていなかつたのではないか

渡辺　黒木はそれを希望していた

松浦　あなたが新沼とともに加藤のところへいつたとき念書のことをいわれなかつた

渡辺　加藤は新沼と話していた

松浦　黒木は玉川から念書をもらわなければ登記しないようにと、あなたと約束していたのではないか

渡辺　黒木から話しはあつたが約束はしていない

松浦　それでは念書がもらえなくても黒木にわびることはないのか

渡辺　わびる必要はない

（ここで当時、渡辺が人院中の黒木への手紙を証拠として提出）

松浦　この手紙であなたは「念書のことで私の力が足りなくて…深くおわびいたします」と黒木にわびてるのはなぜか

渡辺　それは手紙に普通使う文句である

松浦　手紙でおわびをするというのはよほどのことではないか

渡辺　……

裁判官　あなたは玉川の会社と関係があるか

渡辺　仕事以外にはにはになもない

裁判官　あなたは玉川の会社の監査役をしているのではないか

渡辺　している

裁判官　いつからか

渡辺　合併してからである

などの問答があつて、次回は一月三十日午後三時から黒木氏夫人を証人に呼んで当時黒木氏が入院不在中のもようをきくことになり午後四時すぎに閉廷。

全林野政治部長が調査に

営林当局と業界の関係

営林当局の高級官僚と木材業界ボスとのクサレ縁による〝黒い霧〟を調査に来道中の全林野労組中央本部の石井政治部長にたいして同労組帯広地方本部ではこの木工場裁判の背景に疑惑があるとして調査を求めることになりました。

玉川木材と黒木木工との合併にさいして帯広営林局の幹部クラスが圧力をもつて介入して玉川木材側を有利にしようとしたり、畑中木材協会長が法廷で証言したように両社の売買条件にまで帯林局がタッチしたことなどが問題になりそう。

喪中につき年賀のごあいさつご遠慮申し上げます
たばこ　塩　食料品　雑貨
プロパンガス
ギフドボンド
スタンプの店
松永商店
足寄町駅通り　T一六八

◎労働および社会保険法令にもとずく事務ならびに手続きの代行、指導相談
◎行政諸官公署への申請届出、報告書類の作成手続
◎企業経営調査、指導
◎損害保険取扱（共栄火災保険代理店）
豊田労務経営事務所
足寄町東一区　T70

近代住宅に新建材！
家具建具　製造　各種サッシ施工
各種建築資材
新築改築に御相談下さい！
桜井建具店
足寄町北五区　電話三六二番

京呉服展示会特別開催
五大産地に総力を結集して新柄、力作など選定して参りました。
階上売場に陳列いたしましたので御家族揃つて御出掛け下さい！
株式会社　前田呉服店
足寄駅前商店街　電話二二番

共立チエンソー
景品付大売り出し
共立チエンソーは国産機として素晴らしい性能を発揮しテレビで放送宣伝され当社が数年販売の結果今や世界水準を抜く優良機種でしかも価安品でまさに時下の大衆的な機種として当社が確信をもつてお奨めいたします。
CS―六〇S　五、五馬力　八万二千円
CSL―八〇A　七馬力　八万六千円
―（中古品在庫豊富）―
有限会社　鈴木鋸刃物店
足寄町大通り　電話三〇七番

カメラ
八ミリ
写真材料
上野カメラ堂
上野復興
足寄駅通り　T四二〇